

佐野市シティプロモーション動画作成・発信業務委託仕様書

1 業務名 佐野市シティプロモーション動画作成・発信業務委託

2 業務の目的

現在、全国各地で地方創生を進めている中だが、人口の東京一極集中、人口減少の傾向は引き続き進行しており、活力ある地域社会の継続に対し、厳しい状況が続いている。

第3次シティプロモーション推進基本計画において、「定住促進」を図ることを中心にしてプロモーションを動かしていく内容となっており、近年は取組テーマを「人とのつながりから育む郷土愛 丁寧なインナーセールス戦略」として、対外的な情報発信により本市の魅力を知ってもらうことに加え、市民が市の魅力を新たに、または再発見することを目的としている。

その目的の達成のため、市民の郷土愛を醸成させる動画を制作し、本市の魅力を積極的に発信するものである。

3 履行場所 佐野市 広報ブランド推進課

4 履行期間 契約締結日から令和7年3月19日まで

5 業務内容

(1) シティプロモーション動画の制作

ア 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議を行い、構成を決定すること。受託者は、委託者が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成すること。

イ 映像作成

企画構成に基づき、必要な映像素材の取材・撮影や調達、作画等を行うこと。なお、本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、委託者と協議をしながら業務を進めること。

ウ 編集

映像の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・ナレーション・テロップ等を効果的に入れること。なお、適宜委託者による内容確認及び修正の指示を受けること。

エ 調整業務等

制作に関する一切の関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、エキストラの募集等を必要に応じて随時行うこと。

オ 権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行うこと。なお、本動画の使用期限はないものとする。

(2) シティプロモーション動画の発信

- ア プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議し情報発信方法を決定すること。決定した内容を基に情報発信を行うこと。なお、提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する、具体的目標値等を提示すること。
- イ プロポーザルでの企画提案内容におけるプロモーション映像の情報発信に基づき、訴求力のある広報媒体を使用し、効果的なPR活動を展開すること。
- ウ 動画の発信について、履行期間内に実施すること。

6 シティプロモーション動画作成物の種類・構成等

(1) 動画の概要

- ・本動画は10代～20代の年齢層をターゲットとすること。
- ・ペルソナは「佐野市出身・都内在住の女子大学生」とすること。
- ・本市の知名度や来訪意欲の向上と、市民には本市への愛着を高められる内容で制作すること。
- ・動画をより多く視聴してもらうため、視聴者の拡散行動を促すよう工夫すること。
- ・次の動画を制作すること。なお、縦・横動画のテーマは重複して良いとする。

【縦動画】

- ・動画1本ごとに1つのテーマを扱い、1本の秒数は15～30秒以内とする。
(テーマの例：グルメなど)
- ・5つのテーマを扱って、計5本作成する。

【横動画】

- ・動画1本ごとに1つのテーマを扱い、1本の秒数は15～30秒以内とする。
(テーマの例：グルメなど)
- ・5つのテーマを扱って、計5本作成する。

(2) 映像の条件

- ・ショート動画：縦動画は、画面縦横比9：16とする。横動画は、画面縦横比16：9とする。
- ・映像の解像度はHD画質以上とする。

7 映像使用想定

SNS（X、Instagram、YouTube、TikTok）、デジタルサイネージ等

8 著作権

- ・本業務の実施により完成した映像の著作権は、委託者に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- ・タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費につい

ては、すべて委託金額内で実施すること。

- ・著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。

9 成果品の納入及び委託金の支払いについて

(1) 納品物

ア 動画制作に係るもの

- ①動画を収録した DVD-Video 形式のディスク 5 枚
- ②動画データ (MP4 形式と mov 形式の 2 種類) を収録した USB メモリ 2 個

(2) 納品期限

令和 7 年 3 月 19 日 (水) まで

(3) 支払い

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

10 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

11 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 留意事項

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- (2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者において別途協議の上、対応するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様にて定めのない事項であっても、委託者が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (4) 本業務の実施にあたって、委託者または第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うものとする。